

<非公募とする理由>

指定管理者の募集は公募を原則としているが、札幌市障害者福祉施設条例（平成 18 年条例第 40 号。以下「施設条例」という。）第 13 条第 2 項及び、札幌市自閉症・発達障害支援センター条例（平成 16 年 12 月 14 日条例第 39 号）第 6 条第 2 項では、施設の管理が良好に行われている場合に限り、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 2 条の規定にかかわらず、公募によることなく、当該管理を行っている団体に申込みを求めることができる旨規定している。

本施設の現在の指定管理者である社会福祉法人はるにれの里による指定期間中の管理状況については、以下 1 及び 2 の理由から良好な管理運営を行っている。また、利用者の障がい特性上、職員の大規模な入れ替えによる環境変化等は、利用者の不安を招くため、個々の障がい特性に応じた細やかな支援体制が求められる。そのためには、継続的な支援及び信頼関係の構築が必要であることから、非公募とする。

1 札幌市自閉症者自立支援センター

本施設は、激しい行動障がいをもつ自閉症者が地域で自立した生活をしていくことを目指し、利用者に対する生活訓練等の支援を行っているほか、自閉症等による発達障がいのある方及びその家族等への総合的な支援を行っている。

自閉症の方に対するケアにおいては、その障がい特性を理解した専門的な支援が必要とされ、利用者はその障がい特性上、環境変化等の外的刺激に非常に弱いことから、専門性の高い支援員による一貫した支援を実施している。

また、法人では、地域生活の移行推進のために、自立支援センターの近隣に共同生活援助（グループホーム）を設置しており、これらの施設と連携した入所からの地域生活移行は全国的にも注目されており、高い評価を得ている。

このほか、現指定期間における指定管理者評価についても良好な結果となっている。

2 発達障害支援センター

本施設は、「相談支援」「地域への普及啓発」「関係機関への普及啓発と研修の実施」「地域をはじめとしたさまざまな機関との連携」を目的として、支援を実施している。

自閉症スペクトラム障がいをはじめとして、発達障がいに対する社会的認知度が高まっている一方で、発達障がいがある人たちが社会生活を営む中でさまざまな困難を

抱える状況がみられ、より適切な支援と普及啓発が求められている。

その中で、発達障害支援センターでは、ここ数年は年間1,000件を超える個別支援件数となっている。特に、近年では「機関支援」を中心とした、障がい児者の事業所からの相談支援にも力を入れており、良好な支援実績となっている。

研修事業においては、発達障がい講座や、課題別ワークショップをはじめとした各種の専門家向け研修を実施しており、受講者の満足度も高い。

このほか、現指定期間における指定管理者評価についても良好な結果となっている。